

入場券販売委託基本契約書

_____（以下「甲」という。）とNPO法人松江音楽協会（以下「乙」という。）との間において、以下の通り入場券販売委託基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本契約書は、「甲」が主催し、「乙」が受託する公演等の入場券（以下「入場券」という。）の販売に伴う基本事項を定めるものとする。

（本業務）

第2条 本契約に基づき「甲」が「乙」に委託する業務（以下「本業務」という。）の範囲は以下のとおりとし、「乙」は、本契約に従って顧客に対し本業務に係るサービスを提供する。

- (1) 入場券の販売（販売システムを利用しない）
- (2) チケット販売情報等の告知・表示
- (3) 入場券販売代金の回収
- (4) 精算額の計算及び販売状況の配信

（個別契約）

第3条 「甲」は、公演等の名称及び開催期間内容、並びに入場券の販売枚数、販売期間及び販売情報公開時期等を記載した書面又は電子メールを、「乙」に提出又は送信する方法により個別契約を申し込むものとし、「乙」の承諾をもって個別契約が成立するものとする。

（入場券の販売）

第4条 「乙」は、第3条第1項に基づいて、入場券を顧客に販売するものとする。

（手数料）

第5条 「甲」が「乙」に対して支払う販売手数料は、入場券の販売価格の 5 %（消費税を含む）とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

（精 算）

第6条 「乙」は、公演等の終了後速やかに入場券販売委託精算書（以下「精算書」という。）を作成し、入場券売上金から前条に定める手数料を差し引いた額を、「甲」の指定する方法により、指定する期日までに「甲」に支払うものとする。

2 前項に定める方法が銀行振込による場合の振込手数料は「甲」が負担するものとする。

（公演の中止等）

第7条 個別契約にかかる公演等の中止、延期その他の内容変更があったときは、「甲」は、直ちに「甲」に連絡するものとし、また、これにより顧客に入場券代金を払い戻すときは、「甲」の責任において行うものとする。

2 公演の中止、延期その他の内容変更等に伴う顧客対応、係争処理は、「甲」の責任により解決するものとし、万一「乙」に損害が生じた場合は、「甲」は、当該損害を賠償するものとする。

(契約解除)

第8条 「甲」又は「乙」が次の各号の一つに該当したときは、「甲」又は「乙」は、何らかの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相手方の書面による催告後7日以内に当該違反が是正されないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は破産手続き開始、会社更生手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算開始、その他これらに類する手続き開始の申立を自ら行ったとき、又は、これらの申立が第三者からなされたとき
- (3) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき、その他経営状態若しくは財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (4) 反社会勢力であること、または反社会勢力と関わりがあること、あるいは役員、従業員に反社会的勢力の構成員がいることが判明したとき
- (5) 重大な法令違反、公序良俗に違反する行為、その他信頼関係を著しく損ねる行為があったとき

(契約期間)

第9条 本契約の期間は、約定の日から1年間とし、その改廃または更新について、期間満了の1ヶ月前までに「甲」、「乙」双方どちらかの申し出がない限り、本契約は1年間更新されるものとする。

(その他)

第10条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度「甲」、「乙」双方協議のうえ決定するものとする。

上記契約書の締結を証するため、本書2通を作成し上記覚書の締結を証するため、本書2通を作成し「甲」、「乙」双方記名押印のうえ、各々1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙) 松江市西津田6丁目5番44号
NPO法人 松江音楽協会
理事長 原 敏